

様式第 1

遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

住 所  
氏 名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 7 条第 1 項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 法第 7 条第 2 項に掲げる書類各 1 通並びに申請書（別紙を含む。）の写し及び法第 7 条第 2 項第 1 号の書面の写し各 2 通を添付する。

(別紙)

特例中小企業者	会社所在地			
	会社名			
	代表者の氏名			
	設立日	年 月 日		
	資本金の額又は出資の総額(*)	円		
	株式上場又は店頭登録の有無(*)	ア 株式を上場又は店頭登録している。 イ 株式を上場又は店頭登録していない。		
	主たる事業内容(*)			
	総株主又は総社員の議決権の数(*)	個	常時使用する従業員の数(*)	人
旧代表者	住所			
	氏名			
	代表権の有無(*)	あり / なし(退任日 年 月 日)		
後継者	住所			
	氏名			
	電話番号			
	保有議決権数及び割合(*)	個( % )		
	旧代表者との続柄			
後継者以外の推定相続人		目録記載のとおり。		
合意の内容	チェック欄	合意をした事項		添付書類
		旧代表者の推定相続人間の合意が特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。		
		法第4条第1項第1号の規定による合意	左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数	個
		法第4条第1項第2号の規定による合意	左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数及び価額	個 円
		法第4条第3項の規定による合意		
		法第5条の規定による合意		
		法第6条第1項の規定による合意		
		法第6条第2項の規定による合意		

(記載要領)

- (\*)の事項については、合意をした日における状況を記載すること。
- 「合意の内容」欄については、合意をした事項の「チェック欄」に 印を記載し、「添付書類」欄には当該事項を確認できる書類及び該当箇所(例:合意書第 条)を記載すること。

後継者以外の推定相続人目録

住	所		
氏	名		
電	話	番	号
		旧代表者との続柄	

住	所		
氏	名		
電	話	番	号
		旧代表者との続柄	

住	所		
氏	名		
電	話	番	号
		旧代表者との続柄	

住	所		
氏	名		
電	話	番	号
		旧代表者との続柄	

住	所		
氏	名		
電	話	番	号
		旧代表者との続柄	

様式第 2

遺留分に関する民法の特例に係る確認書

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

経済産業大臣名 印

年 月 日付けの別添の確認の申請について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 7 条第 1 項の確認をします。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 申請書（別紙を含む。）の写し及び法第 7 条第 2 項第 1 号の書面の写しを添付する。

様式第 3

遺留分に関する民法の特例に係る確認をしない旨の通知書

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

経済産業大臣名 印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 7 条第 1 項の  
確認の申請については、下記の理由により確認をしません。

記

確認をしない理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 4

遺留分に関する民法の特例に係る確認証明申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

住 所  
氏 名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 7 条第 1 項の確認をしたことについて、下記のとおり証明書の交付を申請します。

記

- 1 合意の年月日
- 2 確認を申請した者の住所及び氏名
- 3 特例中小企業者の会社所在地及び会社名
- 4 確認の年月日及び番号
- 5 請求通数

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

(記載要領)

- 1 確認を申請した者の住所及び氏名並びに特例中小企業者の会社所在地及び会社名は、合意日におけるものを記載する。
- 2 「確認の年月日及び番号」については、不明であれば、空欄とする。

様式第 5

遺留分に関する民法の特例に係る確認証明書

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

経済産業大臣名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり確認をしたことを証明します。

記

- 1 合意の年月日
- 2 確認の申請をした者の住所及び氏名
- 3 特例中小企業者の会社所在地及び会社名
- 4 確認の年月日及び番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 法第 7 条第 2 項の申請書の写し(別紙を含む。)及び同項第 1 号の書面の写しを添付する。
- 3 確認をしていない場合にはその旨又は確認を取り消している場合にはその旨及び取り消した年月日を記載する。

様式第 6

認定申請書

( 施行規則第 6 条第 1 項第 7 号以外の事由に該当する場合 )

年 月 日

経済産業大臣名 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定 ( 同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものを除く。 ) を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事業内容
- 2 資本金の額又は出資の総額
- 3 常時使用する従業員の数

( 備考 )

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請者が個人である場合、記名欄には住所及び氏名を記載する。
- 4 次に掲げる書類を添付する。
  - (1) 申請書 ( 別紙 1 及び 2 を含む。 ) の写し
  - (2) 認定申請日における申請者の従業員数証明書
  - (3) 申請者が会社である場合にあつては、次に掲げる書類
    - ア 申請者の登記事項証明書 ( 認定申請日の前 3 月以内に作成されたものに限る。 )
    - イ 認定申請日における申請者の定款の写し
    - ウ 申請者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
    - エ 申請者が上場会社でない旨の誓約書
  - (4) 申請者が個人である場合にあつては、申請者の認定申請日の属する年の前年の会

計帳簿及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類並びに事業内容の概要を記載した書類

(5) その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、法第 12 条第 1 項の認定要件を満たすことを示す。

1 経営の承継を行うこととなった原因

別紙 1 の該当する事項を記載する。

2 事業活動に支障を生じさせる事由

別紙 2 の該当する事項を記載する。

(別紙1)

経営の承継を行うこととなった原因

1 申請者が会社である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1) 代表者(代表者であった者を含む。)が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

(2) 代表者が退任したこと。

氏名

退任日

退任理由

2 申請者が個人である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1) 他の中小企業者である個人が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

(2) 他の中小企業者が事業を譲渡した(する)こと。

氏名

事業を譲渡した(する)日

(提出書類)

他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書

(別紙2)

### 事業活動の継続に支障を生じさせる事由

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること。

取得する株式の価格

(提出書類)

1 認定申請日における株主名簿の写し

2 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類

(2) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称及び価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額

(提出書類)

1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

申請者の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における売上高等の合計の見込額(A)

上記の前事業年度の同時期における3月間の売上高等の合計(B)

売上高等の見込減少割合(%、 $100 - A / B \times 100$ )

(提出書類)

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

(記載要領)

「売上高等の合計の見込額」については、代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後3月以上経過している場合には、実績を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が

行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額 (A)

仕入額の総額 (B)

仕入先からの仕入額の割合 (%、 $A / B \times 100$ )

取引条件の設定又は変更の内容

(提出書類)

仕入先からの仕入に係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

(記載要領)

「仕入先」については、「仕入先からの仕入額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地

取引先金融機関からの借入金額 (A)

借入金額の総額 (B)

取引先金融機関からの借入金額の割合 (%、 $A / B \times 100$ )

借入条件が悪化した内容

借入金額が減少した内容

与信取引が拒絶された内容

その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容

(提出書類)

取引先金融機関からの借入に係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類

(記載要領)

「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

2 申請者が個人であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(2) 申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

他の個人である中小企業者が死亡又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の 3 月間における売上高等の合計の見込額 (A)

上記の前年の同時期における 3 月間の売上高等の合計 (B)

売上高等の見込減少割合 (%、 $100 - A / B \times 100$ )

(提出書類)

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

(記載要領)

「売上高等の合計の見込額」については、他の個人である中小企業者の死亡又は当該他の個人である退任した後 3 月以上経過している場合には、実績を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額 (A)

仕入額の総額 (B)

仕入先からの仕入額の割合 (%、 $A / B \times 100$ )

取引条件の設定又は変更の内容

(提出書類)

仕入先からの仕入に係る取引条件が不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

(記載要領)

「仕入先」については、「仕入先からの仕入額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地

取引先金融機関からの借入金額 (A)

借入金額の総額 (B)

取引先金融機関からの借入金額の割合 (%、 $A / B \times 100$ )

借入条件が悪化した内容

借入金額が減少した内容

与信取引が拒絶された内容

その他金融機関との取引に支障が生じた内容

(提出書類)

取引先金融機関からの借入に係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類

(記載要領)

「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(6) 申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(7) 申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(8) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

3 申請者が会社であり、その代表者が法第 14 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格

(提出書類)

1 認定申請日における株主名簿の写し

2 申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類

(2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2 申請者又はその代表者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

- (4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

- (5) 申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

- (6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関による金融上の審査がある。

様式第 7

認定申請書

( 施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に該当する場合 )

年 月 日

経済産業大臣名 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定 ( 同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものに限る。 ) を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容					
資本金の額又は出資の総額					円
従業員数起算日					年 月 日
従業員数起算日における常時使用する従業員の数			(a)+(b)+(c)-(d)		人
	厚生年金保険の被保険者の数	(a)			人
	70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1)	(b)			人
	70 歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)			人
	役員 ( 使用人兼務役員を除く。 ) の数	(d)			人
施行規則第 15 条の確認 ( 施行規則第 16 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認 ) に係る確認事項	確認の有無				有 無
	確認の年月日及び番号				年 月 日 ( 号 )
	特定代表者の氏名				
	特定後継者の氏名				
	新たに特定後継者となることが見込まれる者の氏名				
直近の事業年度 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	価額	運用収入

金融商品取引法 第2条第1項に規 定する有価証券 及び持分	特別子会社の株式又は持分 ( (*2)を除く。 )			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運 用型子会社に該当する特別子 会社の株式又は持分(*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以 外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自らの利用に供している もの			(4) 円	(15) 円
	現に自らの利用に供していな いもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他 の施設の利用に 関する権利	事業の用に供することを目的 として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的 として有していないもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸 品その他の有形 の文化的所産で ある動産、貴金属 及び宝石	事業の用に供することを目的 として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的 として有していないもの			(9) 円	(20) 円
現預金等	現預金			(10) 円	(21) 円
	代表者及び当該代表者に係る 同族関係者に対する貸付金及 び未収金			(11) 円	(22) 円
特定資産の価額の合 計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入 の合計額	(26)=(13)+(14)+(16)+ (18)+(20)+(21)+(22) 円		
資産の総額	(24) 円	総収入金額	(27) 円		
特定資産の価額の合 計額が資産の総額に 占める割合	(25)=(23)/(24) %	特定資産の運用収入 の合計額が総収入金 額に占める割合	(28)=(26)/(27) %		

## 2 代表者について

総株主等 議決権数	被相続人の死亡の直前	(a)	個
	被相続人の死亡の時	(b)	個
被相続人	氏名		
	最後の住所		
	死亡年月日		年 月 日
	死亡の日の年齢		歳
	死亡の直前における同族関係者との保有議決権数及び割 合の合計	(c)+(d) ((c)+(d))/(a)	個 %
	死亡の直前における保有議決権数及び割合	(c) (c)/(a)	個 %

	死亡の直前における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合	
				(d) 個 (d)/(a) %	
代表者	氏名				
	住所				
	被相続人との続柄				
	被相続人の死亡の直前における地位				
	被相続人の死亡の時にける同族関係者との保有議決権数及び割合の合計			(e)+(f) 個 ((e)+(f))/(b) %	
	保有議決権数及び割合	被相続人の死亡の直前	個 %	被相続人から相続又は遺贈により取得した数	個
		被相続人の死亡の時	(e) 個 % (e)/(b)	被相続人の死亡の日から認定申請日までに譲渡した数	個
認定申請日		個			
被相続人の死亡の時にける同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合		
			(f) 個 (f)/(b) %		

### 3 特別子会社について

会社名		
会社所在地		
主たる事業内容		
総株主等議決権数		(a) 個
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 施行規則第 6 条第 2 項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しない場合には、その旨を証する書類を添付する。
- 5 申請者に特別子会社がある場合であって、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。
- 6 申請者が第 15 条第 1 項の確認を受けていない場合であって、次に掲げるいずれかに

該当するときには、その旨を証する書類を添付する。

- (1) 申請者の代表者が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人が 60 歳未満で死亡したとき。
  - (2) 申請者の代表者が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人の死亡の直前において当該申請者の役員であった場合であって、当該被相続人の死亡の直前において当該代表者が有していた当該申請者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書による遺言によって当該申請者の株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る。）又は遺贈（公正証書による遺言によって特定の名義で行われたものに限る。）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える数であるとき。
  - (3) 平成 20 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、申請者の代表者の被相続人が死亡した場合において、当該代表者がその被相続人の親族であって、かつ、施行規則附則第 2 条第 1 項各号に掲げるいずれかに該当するとき。
- 7 申請者が第 15 条第 1 項の確認を受けていない場合であって、6(3)に該当し、かつ、当該申請者の代表者又はその被相続人の親族のうちの 1 人が当該代表者が死亡した場合に新たに特定後継者となることが見込まれる者であるときには、その旨を証明する書類を提出する。

（記載要領）

- 1 「従業員数起算日」については、「経営承継相続人の被相続人の死亡の日」又は「経営承継相続人が代表者に就任した日」のいずれか遅い日を記載する。
- 2 「施行規則第 15 条の確認（施行規則第 16 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には「確認の有無」以外は空欄とする。
- 3 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 4 「特定資産等」又は「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「代表者」については、経営承継相続人となる代表者について記載する。
- 6 「特別子会社」については、申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

様式第 8

認定書

番 号  
年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者の氏名

殿

経済産業大臣名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 7 条第 1 項（第 2 項）の規定に係る 年 月 日付けの別添の認定の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定をします。

なお、認定書の有効期限は、認定を受けた日の翌日から起算して 1 年（5 年）を経過する日とします。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 申請書の写しを添付する。
- 3 法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものを除く。）を受けた申請者が、施行規則第 9 条第 1 項各号に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、当該認定は取り消されることがある。
- 4 法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものに限る。）を受けた申請者が、施行規則第 9 条第 2 項各号に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、当該認定は取り消されることがある。
- 5 法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものに限る。）を受けた申請者は、認定を受けた日から 5 年間、当該認定を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日（以下「報告基準日」という。）の翌日から起算して 1 月以内に、報告基準日における施行規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

（記載要領）

申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。

様式第 9

認定をしない旨の通知書

番 号  
年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者の氏名

殿

経済産業大臣名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項（第 2 項）の規定に係る 年 月 日付けの認定の申請については、下記の理由により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

（記載要領）

- 1 「認定をしない理由」には、認定の申請が施行規則第 7 条第 1 項又は第 2 項のいずれに係るものであるか明記する。
- 2 申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。

様式第 10

施行規則第 12 条第 2 項の規定による報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 1 項の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特別認定中小企業者について

主たる事業内容					
認定申請日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額					円
報告基準日における資本金の額又は出資の総額					円
認定申請日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由					
認定の年月日及び番号		年 月 日( 号)			
報告基準年月日		年 月 日			
報告基準日における常時使用する従業員の数					(a)+(b)+(c)-(d) 人
		厚生年金保険の被保険者の数			(a) 人
		70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)			(b) 人
		70 歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数			(c) 人
		役員(使用人兼務役員を除く。)の数			(d) 人
直近の事業年度( 年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	価額	運用収入
金融商品取引法第 2 条第 1 項に規	特別子会社の株式又は持分(*2)を除く。)			(1) 円	(12) 円

定する有価証券及び持分	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)			(2)	(13)
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			円	円
不動産	現に自らの利用に供しているもの			(3)	(14)
	現に自らの利用に供していないもの			円	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(4)	(15)
	事業の用に供することを目的として有していないもの			円	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)	(17)
	事業の用に供することを目的として有していないもの			円	円
現預金等	現預金			(7)	(18)
	代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金			円	円
特定資産の価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+ + (9)+(10)+(11)	円	特定資産の運用収入の合計額	(26)=(13)+(14)+(16)+ (18)+(20)+(21)+(22)	円
資産の総額	(24)	円	総収入金額	(27)	円
特定資産の価額の合計額が資産の総額に占める割合	(25)=(23)/(24)	%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(28)=(26)/(27)	%

## 2 経営承継相続人について

報告基準日における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
報告基準日における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計	(b)+(c)	個
	((b)+(c))/(a)	%
報告基準日における保有議決権数及び割合	(b)	個
	(b)/(a)	%
報告基準日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
	(c)	個
	(c)/(a)	%

### 3 特別子会社について

会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数			(a) 個
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合
			(b) 個 (b)/(a) %

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第 12 条第 3 項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 報告者に特別子会社がある場合であって、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき(施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときを含む。)には、その旨を証する書類を添付する。
- 6 報告者の経営承継相続人が当該報告者の代表者でない場合又は当該報告者が当該経営承継相続人の代表権に制限を加えている場合であって、当該経営承継相続人が施行規則第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

#### (記載要領)

- 1 報告者が株式交換等により特別認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「報告基準日における常時使用する従業員の数」については、特別認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等(承継前に特別認定中小企業者だったものに限る。)の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 3 「特定資産等」又は「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 4 「特別子会社」については、報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

様式第 11

合併報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

(吸収合併存続会社等)

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 4 項の規定により、施行規則第 10 条第 1 項各号に掲げるいずれにも該当する旨を報告します。

記

1 吸収合併存続会社等について

主たる事業内容					
資本金の額又は出資の総額		円			
合併効力発生日等		年 月 日			
承継の原因					
認定の年月日及び番号		年 月 日 ( 号 )			
合併効力発生日等の直前における特別認定中小企業者	会社名	会社所在地			
	代表者氏名	代表者住所			
合併により交付された財産					
直近の事業年度 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) における特定資産等に係る明細表					
	種別	内容	利用状況	価額	運用収入
金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定する有価証券及び持分	特別子会社の株式又は持分 ( (*) を除く。 )		/	(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*)		/	(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		/	(3) 円	(14) 円

不動産	現に自らの利用に供しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自らの利用に供していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(9) 円	(20) 円
現預金等	現預金			(10) 円	(21) 円
	代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金			(11) 円	(22) 円
特定資産の価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円		特定資産の運用収入の合計額	$(26)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円	
資産の総額	(24) 円		総収入金額	(27) 円	
特定資産の価額の合計額が資産の総額に占める割合	$(25)=(23)/(24)$ %		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(28)=(26)/(27)$ %	

## 2 経営承継相続人について

合併効力発生日等における総株主等議決権数		(a)	個
氏名			
住所			
合併効力発生日等における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計		(b)+(c) $((b)+(c))/(a)$	個 %
合併効力発生日等における保有議決権数及び割合		(b) $(b)/(a)$	個 %
合併効力発生日等における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合
			(c) $(c)/(a)$
			個 %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第 12 条第 4 項各号に規定する書類を添付する。

- 4 報告者の経営承継相続人が当該報告者の代表者でない場合又は当該報告者が当該経営承継相続人の代表権に制限を加えている場合であって、当該経営承継相続人が施行規則第9条第3項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第3号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 6 報告者に特別子会社がある場合であって、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき(施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第3号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときを含む。)には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- 1 「承継の原因」については、吸収合併又は新設合併のいずれかを記載する。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「特定資産等」又は「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

様式第 12

株式交換等報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

( 株式交換完全親会社等 )

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 5 項の規定により、施行規則第 11 条第 1 項各号に掲げるいずれにも該当する旨を報告します。

記

1 株式交換完全親会社等

主たる事業内容					
資本金の額又は出資の総額		円			
株式交換効力発生日等		年 月 日			
承継の原因					
認定の年月日及び番号		年 月 日 ( 号 )			
株式交換完全親会社等	代表者氏名	代表者住所			
株式交換完全子会社等	会社名	会社所在地			
	代表者氏名	代表者住所			
株式交換等により交付された財産					
直近の事業年度 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) における特定資産等に係る明細表					
	種別	内容	利用状況	価額	運用収入
金融商品取引法 第 2 条第 1 項に 規定する有価証 券及び持分	特別子会社の株式又は持分 ( (*) を除く。 )			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運 用型子会社に該当する特別子 会社の株式又は持分 (*)			(2) 円	(13) 円

	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自らの利用に供しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自らの利用に供していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的として有していないもの			(9) 円	(20) 円
現預金等	現預金			(10) 円	(21) 円
	代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金			(11) 円	(22) 円
特定資産の価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額		$(26)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円	
資産の総額	(24) 円	総収入金額		(27) 円	
特定資産の価額の合計額が資産の総額に占める割合	$(25)=(23)/(24)$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合		$(28)=(26)/(27)$ %	

## 2 経営承継相続人について

株式交換効力発生日等における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
株式交換効力発生日等における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計	(b)+(c) $((b)+(c))/(a)$	個 %
株式交換効力発生日等における保有議決権数及び割合	(b) $(b)/(a)$	個 %
株式交換効力発生日等における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合
		(c) 個 $(c)/(a)$ %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

- 3 報告書の写し及び施行規則第 12 条第 5 項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 報告者の経営承継相続人が当該報告者若しくはその株式交換完全子会社等（施行規則第 11 条第 1 項の規定による地位の承継前の特別認定中小企業者に限る。）の代表者でない場合又は当該報告者若しくはその株式交換完全子会社等が当該経営承継相続人の代表権に制限を加えている場合であって、当該経営承継相続人が施行規則第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときは、その旨を証する書類を添付する。
- 6 報告者に特別子会社がある場合であって、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の計算において同項第 3 号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 「承継の原因」については、株式交換又は株式移転のいずれかを記載する。
- 2 「株式交換完全子会社等」については、承継前に特別認定中小企業者であった者のみの事項を記載する。
- 3 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 4 「特定資産等」又は「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

様式第 13

施行規則第 12 条第 6 項の規定による確認書

番 号  
年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者の氏名 殿

経済産業大臣名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第 12 条第 1 項(第 3 項)(第 4 項)(第 5 項)の規定に係る 年 月 日付けの別添の報告については、施行規則第 12 条第 6 項の確認をします。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 報告書の写しを添付する。
- 3 施行規則第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定に係る報告について、施行規則第 12 条第 6 項の確認を受けた場合には、特別認定中小企業者の地位を承継した報告者が、施行規則第 9 条第 2 項各号(報告者が吸収合併存続会社等である場合にあっては施行規則第 10 条 3 項の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあっては施行規則第 11 条第 3 項の規定による読替え後のもの)に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、当該特別認定中小企業者に係る認定は取り消されることがある。
- 4 施行規則第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定に係る報告について、施行規則第 12 条第 6 項の確認を受けた場合には、特別認定中小企業者の地位を承継した報告者は、承継前の特別認定中小企業者が当該認定を受けた日から 5 年間、当該認定を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日(以下「報告基準日」という。)の翌日から起算して 1 月以内に、報告基準日における施行規則第 12 条第 1 項各号(報告者が吸収合併存続会社等である場合にあっては施行規則第 10 条 3 項の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあっては施行規則第 11 条第 3 項の規定による読替え後のもの)に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

様式第 14

施行規則第 15 条第 2 項の規定による確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 15 条第 1 項の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金の額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特定後継者について

氏名	
住所	
会社における地位	
申請者の特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

3 特定代表者について

確認申請日における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
代表者であった時期	年 月 日から 年 月 日まで	
特定後継者との続柄		
確認申請日における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計	(b)+(c) ((b)+(c))/(a)	個 %

確認申請日における保有議決権数及び割合			(b)	個
			(b)/(a)	%
確認申請日 における同 族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合	
			(c)	個
			(c)/(a)	%
(注) 以下は確認申請日において、特定代表者が施行規則第 14 条第 4 号イに該当する場合には空欄とする。				
代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主又は総社員の議決権の数の 100 分の 50 を超える数を有していた時期(*)			年 月 日から 月 年 日まで	
(*)の時期における総株主等議決権数			(d)	個
(*)の時期における同族関係者との保有議決権数及び割合の合計			(e)+(f)	個
			((e)+(f))/(d)	%
(*)の時期における保有議決権数及び割合			(e)	個
			(e)/(d)	%
(*)の時期に おける同族 関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び割合	
			(f)	個
			(f)/(d)	%

#### 4 新たに特定後継者になることが見込まれる者について

氏名	
住所	
会社における地位	
特定後継者又は特定代表者との続柄	
申請者の特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。

#### (記載要領)

- 1 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 2 「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 3 「新たに特定後継者になることが見込まれる者」については、該当する者がいない場合に記載しない。

様式第 15

施行規則第 15 条第 3 項（第 16 条 4 項）の規定による確認書

番 号  
年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者の氏名

殿

経済産業大臣名 印

年 月 日付けの別添の確認の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 15 条第 1 項（第 16 条第 1 項）（第 16 条第 2 項）の確認をします。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 申請書の写しを添付する。

様式第 16

施行規則第 15 条第 3 項（第 16 条第 4 項）の規定による確認をしない旨の通知書

番 号  
年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名

殿

経済産業大臣名 印

年 月 日付けの確認の申請については、下記の理由により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 15 条第 1 項（第 16 条第 1 項）（第 16 条第 2 項）の確認をしません。

記

確認をしない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 17

施行規則第 16 条第 3 項の規定による変更確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 15 条第 1 項の確認について、下記のとおり変更したいので、施行規則第 16 条第 1 項（又は第 2 項）の確認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更内容

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 申請者の写し及び施行規則第 16 条第 1 項又は第 2 項で準用される第 15 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。

（記載要領）

- 1 「特定後継者」、「新たに特定後継者となることが見込まれる者」又は「具体的な計画」を併せて変更する場合には、該当事項について並べて記載する。
- 2 「変更内容」については、変更前後を対比して記載する。

様式第 18

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認取消申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

会社所在地

会社名

代表者の氏名

印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  
(以下「施行規則」という。)第 15 条第 1 項の確認を取り消されたいので、施行規則第 17  
条第 2 項の規定により確認の取消しを申請します。

記

確認の年月日及び番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 申請書の写しを添付する。

(記載要領)

「確認の年月日及び番号」については、施行規則第 16 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認を受けている場合には、当該変更の確認の年月日及び番号を並べて記載する。